

平成17年(ワ)第14143号 謝罪広告等請求事件(第1事件)

平成17年(ワ)第24104号 謝罪広告等請求事件(第2事件)

平成19年(ワ)第6821号 国家賠償等請求事件(第3事件)

## 原告準備書面(8)

2007(平成19)年4月13日

(2006年12月22日付原告ら準備書面(7)第3項についての補足)

- 1 公務員が公務として行った行為の全てが国家賠償請求の専権事項となってしまう、公務員の個人責任を追究できなくなるものでないことについては、原告らが既に上記準備書面第3項において指摘したところである。

この点は学説上も、公務員がその職務を行うにつき他人に損害を与えた場合、公務員個人が直接個人としての責任を負うかどうかに関しこれを原則的に否定する立場からも、公務員が自己の利益を図る意図をもって権限を濫用したときなどには、国または地方公共団体の責任と公務員の個人責任とが両立するとの見解も有力に主張されているところである(判タ1102号209頁の囲みコメント参照)。

- 2 また、裁判例としても、地方公共団体の議員の議会内での一般質問における発言が名誉毀損となるかどうか問題となった事案において、福岡高裁平成12年11月22日判決(前掲判タ掲載の判決)は、「政策論争や意見発表等の域を超え、誤った事実を披瀝するなどの行き過ぎのあるときは、地方公共団体の議会の議員は、議会内の演説や討論であっても、正当な職務行為と認められるときは別として、それが不法行為を構成する場合には、当然責任を負わねばならないと解するべきである。(中略)被控訴人は、地方議会の議員についても公務員として個人責任を問われない旨主張するが、前記のようにその発言内容などによっては、職務の執行についてなされたものとはいえない場合も生ずるといふべきであるから、その議会での発言ということから直ちにそのすべてが職務の執行につきなされたものとして個人責任を負わないものとする事はできない」と判示しているところであり、誤った事実を伝えるなどの行き過ぎの表現がなされた場合には被害者救済の観点から、公務員自身の個人責任を認めているのである。
- 3 この判示を前提とするならば、被告石原の本件各発言は、東京都立大学の仏文科の専攻希望者、受講者及び履修者の数について事実と異なる数字を挙げるなどして、都立大学人文学部仏文学科教員を含むフランス語関係者の社会的評価を低下させたものであるから、正当な職務行為とは到底評価できないものであり、したがって、職務の執行についてなされたものであるとの理由によって個人責任を免れることはできないと言ふべきである。

したがって、被告石原は本件発言について個人としての責任も負うものである。

以上